

京都市上下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する規程
京都市上下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長をもって充てる」を「管理者が指名する」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)